

商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型<決済用>

(令和3年4月1日現在)

商品名	・成年後見支援貯金無利息型<決済用>
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、預入できます。 1円以上 1円単位
払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他	<ul style="list-style-type: none"> 当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利息	・無利息となります。
手数料	・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として（定期自動送金を利用する場合を含みます。）、当JA所定の手数料がかかります。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 定期交付金の支払手段※として、定期自動送金の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 (公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下、「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店・出張所または金融共済部 金融課（電話：025-527-2020）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対応する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。」</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 1人1口座とします。 キャッシュカードは発行いたしません。 ATM（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理する

	<p>ATMを利用した入金と記帳のみ可能です。</p> <ul style="list-style-type: none">・当JAの口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月11日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。
--	--

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aえちご上越